

茨城県 社会福祉士会 NEWS

NO. 41

発行 一般社団法人 茨城県社会福祉士会
Ibaraki Association of certified Social Workers

発行日 平成23年9月4日<2011. 9. 4>

編集 広報事業部

事務局 〒310-0851

茨城県水戸市千波町1918

茨城県総合福祉会館内

Tel : 029-244-9030

Fax : 029-244-9052

ホームページ <http://www.csw-iba.org/>

Eメール csw-iba@csw-iba.org

東日本大震災からの生活の回復に向けて 社会福祉士被災地支援活動ボランティア募集中！

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から間もなく半年、被災地では仮設住宅への入居が進み、少しずつ日常の生活を回復しつつある時期になってきています。しかし一方で、仮設住宅では避難所では受けることが出来ていた支援が届かなくなったり、住み慣れた地域を離れて生活せざるを得なくなったりしている方も沢山いらっしゃるのが現状です。緊急支援の専門職や支援機関が徐々に撤退し、ボランティアの減少が報道される中、被災者の方々は今もなお不安定な状況を抱え続けています。

震災から間もなく半年となる今、被災者が生活を回復していく上で大切な時期だからこそ、不安や生活課題を抱える被災者に寄り添い、人と人との関係を紡ぎ、利用可能な制度やサービスを必要な方につなぐ等、ソーシャルワーカーの支援機能が求められています。社会福祉士会では、被災地の自治体より要請を頂き、地域包括支援センター等の支援機関の相談機能の支援を目的に、被災地で生活相談、総合相談を継続的に支援しています。今後も継続的な支援を行っていくためには、会員の皆様の参加が不可欠です。そこで被災地支援に関わって頂ける会員の方を募集しています。ボランティア登録をしていただける方は茨城県社会福祉士会事務局までご連絡ください。ぜひ被災地活動へのご登録を頂きますよう、よろしくお願いいたします。

⊗活動の内容と方式

- ・派遣要請を頂いた拠点に、会員（1班2名）を1クール約4～7日、継続的に派遣しています。活動1日目、最終日は引継ぎ日として、前後の班と共に活動頂いています。
- ・被災地の地域活動支援センター等における支援は、センター等の「側面的支援」です。現地職員の指示のもと、総合相談対応、仮設住宅、避難所や在宅の訪問（安否確認、アセスメント、相談対応等）、その他現地の地域包括職員が担う業務の支援をお願いいたします。

⊗活動者について

- ・活動者は日本社会福祉士会会員の社会福祉士で、相談援助の経験があることが必要です。



活動条件や現地活動に関する詳細は、日本社会福祉士会ホームページ (<http://www.jacsw.or.jp>) の東日本大震災災害対策本部情報内の「社会福祉士被災地支援者募集」をご覧ください。「被災地支援者登録フォーム」もそちらに掲載されております。

目次、社会福祉士被災地支援活動ボランティア募集・・・1

臨時支部長会報告・・・2

2011年度 福祉関係者のための成年後見制度活用講座 研修受講報告・・・3

各ブロックからの活動報告・・・4～8（県北ブロック・中央ブロック・県南ブロック

・県西ブロック・鹿行ブロック） 編集後記・・・8



臨時支部長会報告

2011/08/19

会長 竹之内章代

さる 2011 年 8 月 7 日四谷にて臨時支部長会議が実施されました。すでに、会員の皆さまには、事務局便りで 6 月の代議員総会の報告を行ったところですが、この 6 月の代議員総会を受けて「本部の連合体移行と公益社団法人移行について」を主たる会議題として議論がなされました。

中心的な課題として議論とされた連合体移行に関する件について、以下報告いたします。

(1) 移行のスケジュール

連合体移行のスケジュールについては、公益社団法人の移行の時期（2013 年 11 月末）を踏まえる必要がある。それらを考慮すると、2013 年の 3 月総会での公益社団法人の定款の改正を待って移行申請がなされるため、2012 年の 3 月総会での定款案の提示、2012 年 6 月総会での定款採択が必要となり、連合体への移行は 2012 年 12 月が期限となる。これは、厚労省との折衝の中では一年間程度は連合体での実績を示す必要があるためである。また、厚労省では 47 都道府県の加入合意を持って正式に連合体の定款の審議がされることになっている。

(2) 都道府県社会福祉士会の連合体加入の審議の状況

現在 44 都道府県社会福祉士会の議決および加入申し込み書を本部として受理している。

のこり、3 県については以下のように報告がされた。

千葉県：5 月総会での加入承認は得ているが、定款改正が追いついていない。3 月総会で定款改正を行う予定。

山梨県：4 月の代議員総会（3 月震災の影響で延期した総会）で書面評決での対応は適切ではないと判断した。また、県士会の会員に連合体への移行についての内容の周知が不十分で現在保留としているが、これらをクリアして 12 月までには臨時総会を行って加入の承認を得る方針でいる。

岐阜県：別紙提案書が提出された。5 月総会では保留という形で議決がなされた。理由は、移行スケジュールの拙速さ、会員への周知の問題などが上げられた。県士会内に連合体参画特別委員会を設置して 2012 年総会に向けて調整検討中である。

(3) 会議での議論

代議員制や総会のあり方、あるいは支部長会議の位置づけの不明確さ、理事の定数、委員会のあり方、事務局体制、本部と支部との会費の按分など、会運営にかかわる事柄が、議論の俎上にあがった。さまざまな意見が出されたが、これら細部をつめ今後の会運営のあり方や将来を見据えた形で連合体移行を決めたいとする意見と、これらは本質的な議論ではあるが日本社会福祉士会という会組織をある程度の妥協点を探りながら（今後も検討を続けながら）存続させていき社会的責任を果たしていく立場から連合体移行を不十分ながら進めていきたいとする立場があった。ただ、会議の中で確認した点は、基本的に社会福祉士会を存続させていくには連合体という形で移行するしかないという点については一致点を見た。

(4) 今後の日程等

本部では 8 月 27 日に理事会を開催。支部長会議の議論を受けて、議論となった点を整理することを約束した。また、支部長会議は議決機関としての位置づけはないが、ここでの意見を理事は前向きに受け止め、理事会や総会に大きな影響力のあることも確認された。さらに、9 月 10 日、11 日に予定されている支部長会議に向けて、論点を整理し、今後の方向性を理事会をして示していくことが約束された。さらに、この会議の議事録を各支部に流し、それをもとに短い期間ではあるが、各支部での議論をお願いしたと執行部より依頼があった。

以上をうけて、各会員からの意見募集、理事会での検討を行っていきます。5 月総会をうけて、茨城県社会福祉士会としては連合体加入について参加の意思を示しています。しかし、支部長会議での議論は、社会福祉士会の会そのもののあり方への問いでもあります。社会的な要請に応えられる職能団体としての社会福祉士会とは何か、私たちの使命は何かを改めて問い直し、議論をし、よりより連合体移行にむけて意見集約ができればと考えています。よろしくお願いいたします。

2011年度 福祉関係者のための成年後見制度活用講座 研修受講報告



平成 23 年 6 月 11 日（土）～6 月 12 日（日） つくば市民研修センター

古河市役所 総合福祉相談課 小林 拓人

私は、茨城・埼玉県の精神科の病院で 6 年間精神保健福祉士として勤め、主に精神疾患、認知症の方たちの社会復帰支援に携わってきました。ふとしたことをきっかけに福祉行政に興味を持ち今年の 5 月より現在の職場に勤めているしだいです。そんな中途半端な経歴な者ですが、研修の受講報告をさせていただきます。

成年後見制度については私自身、知識が浅く、難解な法律用語から関わりを避けてきた分野でもありましたので、病院勤務時代から家庭裁判所に連絡する度に知識のなさを痛感する日々でした。研修の案内を観て「このまま中途半端な知識では仕事はできない！」と奮起し、今回の研修に参加しました。

2 日間の研修では、自らが学び、気づき、知識の確認となり、とても充実した研修を受けることができたことを茨城県社会福祉士会の研修担当の皆様、講師陣の方々には感謝しています。

今回学べた点は基本となる司法・福祉に従事している福祉専門職と成年後見人等の立場、権限、役割、法的な解釈、制度利用までの流れを整理ができた部分が理解できた点でした。

我々の支援は本人の自己決定に基づく支援を行うことを基本としています。本人の利益に反するならば「権利擁護」の考えで支援をしていきます。そのフォーマルなサポートとして本人の「意思」を守る法的なアドボケーターとして「成年後見制度」があると考えております。

しかし成年後見人の権限は、限られた範囲のものであり、医療の同意、身元保証人など権限の及ばないことや、訪問して面接する等の活動は後見人のみ活動では限界があり、他職種間の連携が必要なことが理解できました。

だからこそ、なにがなんでも成年後見人に一方的に責任を押し付けるのではなく、福祉職としての「連携」の専門性を活かした本人へ生活環境への支援体制を調整する役割が、結果として本人のエンパワメントが高められる支援ができるのではないのかと思います。

最後に弁護士の小沼先生から「法律の知識がないのであれば中途半端に答えては行けなく、プロに任せるべき」と私自身の新卒時に当時の上司に言われたことを思い出しました。話を聞くと言うことは、専門職としてのつねに責任が伴い、それ相応の知識、姿勢が求められること。その言葉の重みをあらためて感じさせられる研修でした。職場の環境も変わり、また一から専門職としての自己研鑽、経験を重ねて行きたいです。



県北ブロック研修会報告

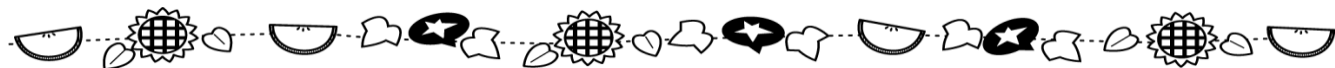
平成 23 年 8 月 11 日
茨城県社会福祉士会
県北ブロック長 十津川 浩

7 月 10 日に第 1 回県北ブロック研修会が行われました。
当日は、東海村地域包括支援センター 高橋 郁恵氏を講師にお招きし、『地域包括支援センターにおける認知症高齢者の支援について』勉強いたしました。茨城のモデル地区に指定されている、高齢者を社会全体で支えあう新しい取組が紹介されました。
次に、2011 年度の活動計画について検討され、下記のように決まりました。
日程は極力予定通りに実施したいと思っております。会員の皆様も今からスケジュールを調整していただければ幸いです。

平成 23 年度事業計画

日時	内容	担当事業部	場所
9 月 3 日 (土)	研修会：14:00～16:30 「児童養護施設の支援 の実際」講師：同仁会 子どもホーム 佐藤 大氏 懇親会：午後 5:30～ 格子屋	研修会：研修事業 部 懇親会：組織強化 事業部	日立市教育プラザ ギャラリーA
11 月 12 (土) ～ 13 日 (日)	泊りがけの研修会 「事例検討会」を予定。 懇親会：秋の夜長を有 意義に。	研修会：研修事業 部 懇親会：組織強化 事業部	日立市上諏訪山荘
1 月 14 日 (土)	干し芋づくり見学と、 即売会。希望者には注 文票を添付します。 施設見学 懇親会：お茶します	研修会：研修事業 部 懇親会：組織強化 事業部	常陸大宮市 滋擁厚生園
3 月 18 日 (日)	第 1 部：法テラスにつ いて講義。 第 2 部：法テラス水戸 スタッフ弁護士との懇 談会	研修会：研修事業 部 懇親会：組織強化 事業部	県北地区の会場を 検討中

県央ブロックだより



県央ブロック研修会報告

去る8月6日に、県央ブロック研修会を研修担当の滝口さんが勤務する水戸の社会福祉法人ひだまり会ディライトホームにて、『出会いをつないで～「つながる」ことを考える～』と題して、31名の会員の方の参加をいただき開催されました。

最初に、いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい事務局長の仲根泰子さんより『「つながる」事を考える』との演題で、最近の人と人との結びつきが希薄になる中、人が地域が機関が互いに「つながる」ことについてご講演いただき、一緒に考えました。

続いて、同じくいばらき子どもの虐待防止ネットワークあいの運営委員で社会福祉法人日照養徳園に勤務されている関貴教氏より「児童養護施設のこどもたち」との演題で、児童養護施設の現状と課題、特に虐待について傷ついた子供たちの現状と児童養護施設に求められているもの、そして子供虐待の防止にはという内容でご講演いただきました。児童分野以外の会員の方は児童養護施設の現状を知り、また、子育てしていた会員の方からは、はたして自分と子供とのかかわり方はどうだったのかと振り返る機会にもなりました。



懇親会の報告

去る5月28日に、『2011県央ブロック春の懇親会』を水戸赤塚の格子屋にて開催しました。16名の方に参加いただき、会員相互の親睦を深めました。

懇親会に先立ち、ブロック長の檜山さんよりご提案いただき、県央ブロックにおいても、より活発な活動ができるようにブロック長のほか、研修、広報、相談、組織強化、会計・書記と活動分担を定め、それぞれの担当者を数名ずつ選出いたしました。

今後の予定

◇10月1日（土）
県央ブロックシンポジウム

日程近くになりましたら、案内をお送りいたします。皆様の参加をお待ちしております。



広報担当：小森弘道

県南ブロック活動報告

ホームページ ⇨ <http://ibanancsw.hp2.jp>

ブロック活動もいよいよ3年目に入りました。昨年度は2ヶ月に1度の会議と懇親会に加え、講師の先生をお招きしての研修会を2回・事例検討会を1回、バーベキュー大会や忘年会の開催も実現することができました。今年度もより充実した活動を目指して少しずつ動き始めています。

新入会員の皆様、既に入会してまだ活動に参加されたことのない皆様の参加も心よりお待ちしております。ぜひぜひ一緒に楽しく活動していきましょう！

2011年度第3回会議(7月9日)

19名の参加者が集まった今回は、今年度中に開催予定の研修会や無料相談会についての話し合いが持たれました。また、椎名会員より第19回日本社会福祉士会全国大会京都大会の参加報告がありました。



↓下記は椎名会員より全国大会で感じたこと。

活動をもっと身近に！少人数の集まりも検討

県南ブロックホームページの会員専用ページなどを活用し、興味があることや学んでみたいことについて、定期開催中の会議とは別に会員が呼びかけて少人数で集まる機会を持つことを検討しています。

活動をもっと気軽に、もっと身近に、集まれるメンバーで集まれるときに。有志による事例検討会や座談会などの開催を計画していきたいと考えています。

今後の会議で、開催や案内の方法について話し合っていく予定ですので楽しみに！

知ることを考えること～第19回日本社会福祉士会全国大会報告～

椎名 清和

大阪大学総長の鷺田清一先生による『援助』の意味」という記念講演をきいて感じたのは、ソーシャルワークのことをよくわかっておられるなということです。講演は、鷺田先生がこれまでに経験したこと・考察されたことのなかから選びだされた内容で構成されていましたが、以下の考え方が前提になっていたように思います。

「生きてゆくうえでほんとうに大事なことに、たいてい答えがない」「答えではなくて、問うことそれじたいのうちに問いの意味のほとんどがある」

これらは、ソーシャルワークの考え方そのものではないでしょうか。また、ケアとは、その人のなかにある他者への関心を引き出す（呼び起こす）ことであるという視点は、よい示唆となりました。

対人援助職トレーナーとして活動しておられる奥川幸子先生も著書（『未知との遭遇 癒しとしての面接』）のなかで「他のジャンルの作家や学者たちの仕事の目や視点から多くの示唆を得た」「文化人類学や民俗学、博物学などのフィールドワークは、対人援助の目に近い」と言っておられますが、そのとおりだなと思います。人を支援するにあたっては、「人そのもの」を理解しようとする姿勢を忘れてはいけないと思います。

当たり前に対して「なぜ？」を投げかけて、自らの立脚点（専門職としての基盤）をより確かなものにしていきたいと思います。そのために念頭におきたい標題は池田晶子さん（文筆家）の哲学エッセイのタイトルから。

なお、講演内容に興味がある方は以下の書籍などをご一読ください。

鷺田清一（2010）わかりやすいはわかりにくい？ ―臨床哲学講座。ちくま新書。
河合隼雄×鷺田清一（2010）臨床とことば。朝日文庫。



会場に来てくれた平安騎馬隊

平成三十三年 度 第 二 回 県 西 ブ ロ ッ ク 会 議

プログラム

- 一、開会
- 二、ブロック長あいさつ
- 三、法テラスについて
- 四、研修担当からのお知らせ
- 五、座談会
- 六、閉会

さる7/2(土)、ピアスパーク下妻にて第1回県西ブロック会議が行われました。

30名ほどが参加した今回の会議では、県西ブロック長のあいさつから始まり、法テラス下妻の杉本先生、平塚先生をお招きし、『法テラスについて』わかりやすいご講義を頂きました。

続いて、研修担当からの報告があった後、小グループを作り座談会が開かれました。初対面の方たちも多く照れくささがありましたが、時間が経つにつれ話も盛り上がっている様子でした。

より詳しく制度について知識を深めることができ、座談会という交流の機会を持てたことで、実りのある会議とすることができました。これからもこの様な活動をつづけて行きたいと考えております。

今回、初めて参加させていただきました。弁護士の先生方の話や様々な職種の方との座談会では得るものが多く、今後の業務に活かしていきたいと思います。これからの会議を通し沢山の事を吸収していきたいです。

【渡邊珠季】

これから相談業務を行うにあたってより業務的な事を学ぶことができました。そして何より、いろいろな職種の方たちと知り合える貴重な機会となりました。

【小林ゆかり】



仕事で相談業務をされていて法テラスの情報提供することがあるので、先生方の法テラスの利用方法の説明をしていただき参考になりました。ありがとうございます。座談会での交流会の場、有意義で楽しいひとときでした。お世話様でした。【北田きく枝】

法テラスについて、業務内容・具体的な活用法をご講義いただき、座談会では、新しい仲間に出会うことができ、とても有意義な時間を過ごすことができました。同じ地域で頑張っている仲間の話にとても励まされ、明日からも頑張ろうという気持ちになりました。

【相良有美】

座談会



広報担当：鈴木真美

鹿行ブロックよりお知らせ

神栖市社会福祉協議会では、平成9年より月1回の市民参加の勉強会を継続して開催しています。この9月には社会福祉士会 会員の小林慎二氏を招いて、成年後見制度についての勉強会を開きますので、関心のある会員のみなさんはぜひご参加ください！



第164回 地域ネットワーク勉強会
成年後見制度の理解と活用
～実践から見てきたもの～

講師：小林慎二氏〈阿見町社会福祉協議会〉

権利擁護センター「ばあとなあ」登録（社会福祉士/精神保健福祉士）

9月22日(木)
午後7時～午後9時
参加費無料
神栖市保健・福祉会館内
(神栖市溝口1746-1)

成年後見制度は認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力の低下があっても、社会的な不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人（成年後見人等）を付けてもらうことで、その人らしい暮らしをお手伝いする制度です。

裁判所で選任された後見人等は本人の財産を守ると同時に、本人のために財産を活用したり、福祉施設の入所契約等の様々な手続きを本人に代わって行います。

成年後見制度の発足から11年が経ち、制度そのものの理解は広まりつつあります。

しかし実際に制度を活用するときに、後見人等がどの立ち位置で本人を支援していくのか、後見人の選任後の、それぞれの支援機関の援助の範囲はどう変わるのか等、実際に後見人等が選任されないと見えてこない部分がたくさんあります。

講師の小林氏には成年後見人としての実践の中から、制度の概要についての説明と、後見人等の選任後の後見人・支援者・サービス提供機関等の本人への関わり方とそれぞれの機関とのチーム支援のあり方についてお話しいたします。

鹿行ブロックのみなさんはもちろん、他のブロックのみなさんもぜひご参加ください。

詳細及び、開催場所についてはウェブページ <http://www.kamisushakyo.com> をご覧ください

お問合せ：電話 0299-93-0294 神栖市社会福祉協議会 まちづくりグループ 名雪

【編集後記】

大変お待たせしてしまいましたが、各ブロックからとりどりの原稿も出揃い今年度第1号の広報誌が出来上がりましたので皆様のお手元にお届けいたします。

新年度を迎え新入職員を迎えたり、新たな場所でスタートを切ったり、新しい出会いがあった方も多いことと思います。皆様の周りに社会福祉士の資格をお持ちでまだ社会福祉士会に入会されていない方はいませんか？もしそんな方がいらっしゃいましたらぜひ入会へのお声かけをして頂けますようお願いいたします。

広報事業部